

## 週休2日交替制モデル工事における「よくある質問・回答」

黒字: 質問、赤字: 回答

※交替制モデル工事にも週休2日に取り組む工事における「よくある質問・回答」を参照

1. 交替制モデル工事としていますが、当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのでしょうか？

○交替制モデル工事は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む新たな試行です。現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はありません。

技術者等	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	工期日数	休日日数	休日率	平均
○〇工事 A技術者	休日				休日		休日								10	3	30%	30%
B技術者		休日				休日	休日			休日				14	4	29%		
C作業員			休日			休日	休日						休日	14	4	29%		
D作業員				休日			休日		休日	休日				12	4	33%		

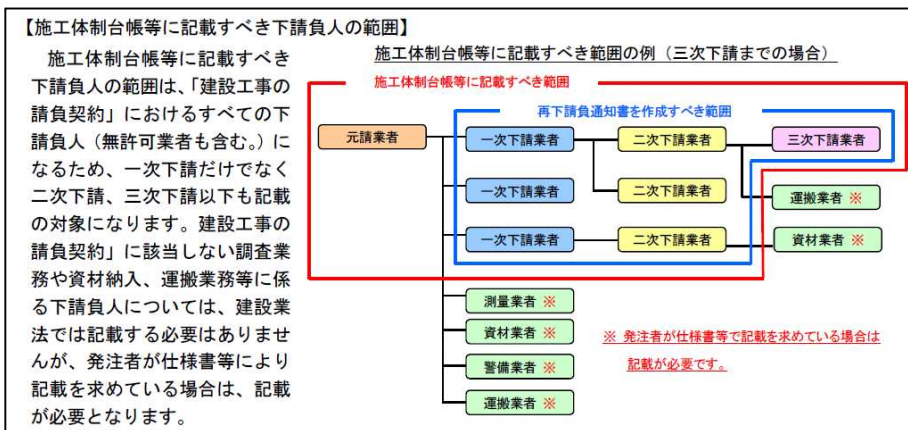
※工事現場は毎日稼働(現場閉所しない)

2. 「施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者」を休日確保の確認対象者としていますが、建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象者となりますでしょうか？

また、発注者が指定した場合等で施工体制台帳に記載した場合はどうなりますか？

### 【参考】

#### ○建設業者のための建設業法 令和4年1月改定版(北陸地整 HP)



○施工体制台帳に記載された全ての労働者が休日確保の確認対象者となります。従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は確認対象者にはなりません。

3. 1日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となるのでしょうか？労働者等は工期に対して、当該工事現場以外にも従事することが想定されますが、当該工事以外への勤務はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

○当該工事の施工台帳に記載された労働者が従事した場合は、休日確保の確認対象者となりますが、非常勤(臨時)及び従事期間が1週間未満で従事する場合は、対象外となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日とみなして算出可能です。

なお、本件については、今後の課題として認識しております。

4. 維持工事等の緊急対応が想定される工事では、下請けの施工体制台帳上の工期を1年間としている場合があります。1年間の工期のうち、作業日数が数日となる労働者等についても休日率算出の分母は施工体制台帳上の工期である1年間とするのでしょうか？

○休日率算出の工期を施工体制台帳上の工期とすることが適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。

なお、本件については、今後の課題として認識しております。

5. 「非常勤(臨時)で従事する者は除く」としているが、判断基準(具体的日数等)はありますか？

○常勤ではなく、日数や時間数を限って一時的に勤務し当該工事に従事する者を想定しています。

6. 現場代理人は工事現場に常駐することと契約書第10条第2項で定められているので、現場代理人は休日取得はできないのではないのでしょうか？

○契約書第10条第3項にて、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認することとなります。

## 7. 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか。

○専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

### 【参考】

国土交通本省HP 監理技術者制度運用マニュアル

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

・ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

「監理技術者制度運用マニュアル」改正の概要	
<p>○ 令和元年6月12日に建設法等の一部を改正する法律が公布※され、<b>監理技術者の専任の緩和、主任技術者の配置義務の見直し</b>など、工事現場の技術者に関する規制が合理化されました。</p> <p>⇒ 上記を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。</p> <p><small>※建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)</small></p>	
<p><b>改正の概要</b></p>	
<p>○<b>特例監理技術者を配置した場合の留意事項を明記</b> (監理技術者の専任の緩和)</p> <p>【二一三 監理技術者等の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者※に求められる責務は従前と変わらず施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている旨、明確化。</li> <li>特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。</li> </ul> <p>【二三 監理技術者等の工事現場における専任】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする旨、明確化。</li> <li>特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性がある。</li> </ul> <p><small>※法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者</small></p>	<p>○<b>特定専門工事を適用した場合の留意事項を明記</b> (主任技術者の配置義務の見直し)</p> <p>【二一三 監理技術者等の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定専門工事※の元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督的業務経験」の内容を明確化。</li> <li>特定専門工事の元請等の主任技術者が当該下請に対し行う指示は、技術上の指導・監督に関する内容であり、当該下請の現場の責任者に対し行われるよう留意する必要がある旨、明確化。</li> </ul> <p><small>※法第26条の3第2項により、一定の条件下、元請負人に主任技術者を配置した場合、下請負人に主任技術者の配置を要しない工事</small></p>
<p>○<b>これまで発出済みの通知等に併う見直し</b></p> <p>【二三 監理技術者等の工事現場における専任】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えない旨、明確化。</li> </ul>	<p>○<b>その他法令改正に伴う見直し</b></p> <p>【四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者講習の有効期限の起算日の考え方の見直しについて明記。</li> </ul> <p>【七 建設業法の遵守】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の不適切な施工の原因が建設資材に起因する場合、建設資材製造業者等に対して改善勧告・命令ができる旨、明記。</li> </ul>

8. 休日取得の確認方法については、既存資料の提示を求め確認するとしていますが、具体的にはどのようなもののでしょうか？最低限確認することとなっている全対象者の休日日数の割合が分かる一覧表以外にも必要なののでしょうか？

○一覧表のみと考えています。その根拠として KY 実施記録等を想定していますが、資料作成の負担とならない方法で監督職員に確認して下さい。

9. 平均休日日数の割合(休日率)の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しますが、補正対象は全ての労働者等が対象となるのでしょうか？

また、職種の定義・作業内容に技術及び技能の記載がない職種も休日確保の確認対象及び補正対象となるのでしょうか？

**【参考】**

○公共事業労務費調査へのご協力についてのお願い

(国土交通本省 HP : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html))

03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 軽易な清掃または後片付け</li> <li>b. 公園等における草むしり</li> <li>c. 軽易な散水</li> <li>d. 現場内の軽易な小運搬</li> <li>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</li> <li>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</li> <li>g. 品質管理のための試験等の手伝い</li> </ol> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
---------	---

○そのとおりです。ただし、補正対象は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補

正対象となりません。

【参考】

○公共事業労務費調査の手引き

(国土交通本省 HP : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html))

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名			
01	特殊作業員	18	さく岩工	○	35	左官	○	
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	○	36	配管工		
03	軽作業員	20	トンネル作業員	○	37	はつり工	○	
04	造園工	○	21	トンネル世話役	○	38	防水工	○
05	法面工	○	22	橋りょう特殊工	○	39	板金工	○
06	とび工		23	橋りょう塗装工	○	40	タイル工	○
07	石工	○	24	橋りょう世話役	○	41	サッシ工	○
08	ブロック工	○	25	土木一般世話役		42	屋根ふき工	○
09	電工	26	高級船員	○	43	内装工	○	
10	鉄筋工	27	普通船員	○	44	ガラス工	○	
11	鉄骨工	○	28	潜水士	○	45	建具工	○
12	塗装工	○	29	潜水連絡員	○	46	ダクト工	○
13	溶接工	○	30	潜水送気員	○	47	保温工	○
14	運転手(特殊)		31	山林砂防工	○	48	建築ブロック工	○
15	運転手(一般)		32	軌道工	○	49	設備機械工	○
16	潜かん工	○	33	型わく工		50	交通誘導警備員 A	
17	潜かん世話役	○	34	大工	○	51	交通誘導警備員 B	

※1 ○は38職種を示す

10. 公共工事設計労務単価(51種)以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象となるのでしょうか？

また、補正対象となるのでしょうか？

(例えば、測量業者など)

○必要資料の提供の有無にかかわらず、測量業者等については確認対象となりません。

確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としておりますが、測量業者等は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。